

2024（令和6）年度法友会決議

東京弁護士会法友会DE&I推進宣言

2025年（令和7年）1月9日
東京弁護士会法友会

宣言の趣旨

当会は、司法が人権保障の最後の砦であることを重視し、多様性の尊重という普遍的理念を確認するとともに、多様な価値の尊重と受容を進めるべく、以下の5項目を重点項目として、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）を推進することを、ここに宣言する。

- 1 ジェンダーギャップの解消
- 2 LGBTQ
- 3 障がい者
- 4 多文化共生（民族・国籍・宗教）
- 5 はたらきかた（育児・介護・副業）

宣言の理由

社会における多様性を推進すること、一人一人が異なることを前提に個人の尊厳が尊重されることの価値が、近時、世界的に大きく注目されている。

令和6年2月15日、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」）は、「日本弁護士連合会ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を行った。日弁連は、これまでに行ってきた人権に関わる取組を組織的・横断的に捉え直し、改めて日弁連内部に目を向け、多様性の尊重という普遍的理念を確認し、多様な価値の尊重と受容を進めるべく、ダイバーシティ&インクルージョンを推進することを宣言するとともに、構成員である弁護士だけでなく、関係する全ての人々に向けて、日弁連・各弁護士会・弁護士の活動の更なる活性化を進め、それによって、市民社会の期待に応えると共に、全ての人の人権が尊重される公平・公正な社会の実現、一人一人がありのまま受け容れられ活躍することのできる社会への貢献を目指すとしている。

当会は、昭和21年12月14日、新憲法による基本的人権の確立が、必然的に弁護士の職責を広範かつ重大なものとしたところ、この重大なる使命を完遂し人民大衆の信頼と尊敬を得るためには人格の陶冶と識見の向上が必要であり、理想を同じくする同志が集まることで相互の親睦を固くし、不断の努力により一致団結して在野法曹の先達となることを目指して創立された団体である。

この当会の創立趣旨からすれば、日本最大の弁護士会である東京弁護士会の

最大政策形成団体である当会が、日弁連の上記宣言を受けて、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見が排除される社会を目指すべく、同様の意思表示をすることには重要な意義がある。

そして、近年では、特に米国においてマイノリティの社会構造的不平等が社会問題化したことを背景として、「エクイティ（公正性）」という視点がダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）に付加された「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）」という考え方が注目を集めており、ここでの「エクイティ」とは「個々の“違い”に応じた異なる対応を行うことで、不公平が放置される状態を変革すべき」という考え方をいうとされている。このように「エクイティ」は近時非常に重要な概念となっていることから、本宣言においては、同要素も取り入れたDE&Iを推進するとした。

また、これまで差別解消においては、世界の人口の概ね半数を占める女性が、ジェンダーの違いによる差別（ジェンダーギャップ）を受け、その能力を發揮し自分らしく生きることが阻害されている状態は、社会的な損失が大きいのみならず、公正・正義が害されているといわざるをえないことから、様々な属性による差別の中でも、とりわけ重点的に、まずは第一歩としてジェンダーギャップの解消が推進されてきた。しかし、男女という性別に限らず、障がいなども含めて、より広くDE&Iの推進活動の領域を広げていく必要がある。そこで、日弁連も掲げる、性別・性自認・性的指向・国籍・人種・民族・出自・障がいの有無・疾病の有無・年齢・家族関係などにフォーカスし、1) ジェンダーギャップの解消に加えて、2) LGBTQ、3) 障がい者、4) 多文化共生（民族・国籍・宗教）、5) はたらきかた（育児・介護・副業）という5つの項目を特に取り上げ、そこから更にDE&I推進活動を浸透させていくことが求められる。

当会としては、意見や具体的政策の提言を東京弁護士会や日弁連に対し行っていくとともに、5項目を重点項目として、多様な会員の声をくみ上げながら、会員の意識向上のための施策について、自ら積極的にDE&I推進活動に取り組み実施・実行していく。

以 上